

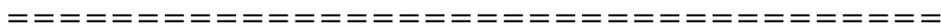


東証メールマガジン

CLUB CABU News No.2646

2011.1.5

<http://www.tse.or.jp/>



【本日の目次】

1.市場トピックス

- ◆日々公表銘柄の指定についてのお知らせ
- ◆貸借取引の貸株利用等に関する注意喚起のお知らせ
- ◆貸借取引の申込停止措置の実施のお知らせ

2.市況情報

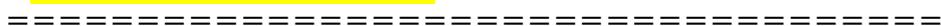
- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

3.スタンダード&プアーズ通信

4.その他

- ◆東証ホームページの更新情報
  - 外株ウィークリー(1月4日号)
  - 信用取引現在高(一般信用取引・制度信用取引別:12月30日申込現在分)
  - 銘柄別信用取引週末残高(12月30日申込現在分)

**5.証券取引等監視委員会からの寄稿**



※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5を抜粋しております。



**5.証券取引等監視委員会からの寄稿**

投稿No26

証券検査について(その2)

証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

前回は、これ以降は、証券検査について、特に10月19日に公表した「ファンド販売業者に対する検査結果について」が公表されたこと、及び関連する建議について、ご紹介する旨述べさせていただきました。

「ファンド販売業者に対する検査結果について」においては、前回述べた通り、ファンド販売業者に対して、当委員会が、21年度以降、集中的に検査を実施し、本年9月末までに35先を検査し、約4割の15先において、重大な法令違反等が認められ、行政処分を求める勧告を行ったことが記載されている。さらに、これら15先を含む25先(約7割)において法令違反等の事実が認められたため、検査結果通知書において当該問題点の指摘を行っており、検査を行ったほとんどのファンド販売業者について、何らかの問題点が認められる状況となっていることも述べられている。

こうしたことから、「ファンド販売業者に対する検査結果について」は、検

査結果の概要をしめすとともに、主な問題点と発生原因、そして、ファンド販売業者、当委員会それぞれの対応を記載するとともに、投資者の皆様への注意喚起を行ったところである。

今回は、これら記載のうち、最も緊急性のある投資家の皆様への注意喚起の内容について、ご紹介することとしたい。

ただ、その前提として、検査結果において、どのような問題点が認められたかを簡単に述べると、

- (1) ファンドへの出資金の分別管理が不適切な状況(出資金の流用、使途不明等)
- (2) 顧客に対する虚偽の説明・告知や誤解を生ぜしめる表示等
- (3) 無登録業者による名義貸し等
- (4) ファンド販売業者自らが登録業務を逸脱している状況等
- (5) 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為が認められている。これらは、いずれも法令に違反し、投資家の皆さんの出資金の減殺等につながる問題のある行為である。こうした行為が多数認められたことから、前述の通り、勧告や行政処分に至っているものである。これら問題となる行為の中身等については、次回以降に説明することとし、今回、いち早く、メールマガジンという形式でお伝えすべきと考えるのは、こうした状況を踏まえ、投資家の皆様に、どのような点に注意していただくかである。

この点について、「ファンド販売業者に対する検査結果について」は、〈投資家の皆様へ〉として、以下のメッセージを発している。

すなわち、「投資家の皆様におかれては、ファンド販売業者について(上述のような)問題点が多数認められていることを踏まえ、ファンドに対する投資を行うに当たっては、以下の点に十分注意してください」とし、参考情報として金融庁ホームページ「いわゆるファンド形態での販売・勧誘等業務について」(<http://www.fsa.go.jp/ordinary/fund/index.html>)を紹介している。

具体的な注意事項は、以下の二点である。

(1) ファンド販売業者に関する情報の入手

「投資家の皆様におかれては、ファンド販売業者に関して、金融商品取引業の登録又は適格機関投資家等特例業務の届出の有無を確認するなど、情報をできる限り収集し、信頼できる業者であるか否かを自ら判断することが重要です。特に、法違反である無登録業者からの勧誘は、詐欺的な商法であるおそれが高いため、投資家の皆様は、一切応じないようにしてください。

(参考)金融庁ホームページ「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」

(<http://www.fsa.go.jp/menkyo.html>)

また、登録や届出を行っているファンド販売業者であっても、金融庁・財務局等が、その業者の信用力を保証するものではないため、その業者の信用力を慎重に見極めた上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。」

往々にして、無登録ファンドほど、上場企業の関連会社のような紛らわしい名称を用いているケースもある。ご自分での確認が難しいと感じられる場合は、金融庁へのお問い合わせや、怪しい取引でないかと思われた場合は、

日本証券業協会や法テラス、各自治体の消費者相談窓口への問い合わせを行われるべきである。それらの団体は、相互に連携をとっているため、どこかへつなぐれば、適切な対応先と御話いただけることとなる。

## (2)取引内容の十分な理解

「ファンド販売業者がファンドの販売・勧誘を行う際には、リスクに関する情報などについて、顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして不適当な勧誘を行い、投資者保護に欠けることのないようにしなければならず、当該顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をしないで契約を締結することが禁じられています(法第38条第7号及び第40条第1項、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第1号)。また、ファンド販売業者は、契約締結前に、顧客に対して、金融商品取引業者である旨及び登録番号、契約や手数料の概要、損失が生ずることとなるおそれがあるときはその旨、ファンドの運用を行う者の分別管理の方法等を記載した書面を交付することが義務付けられています(法第37条の3第1項、金融商品取引業等に関する内閣府令第87条第1項等)。

投資者の皆様におかれては、このようなファンド販売業者の説明や契約締結前交付書面の内容等をよく理解し、少しでも疑問がある場合には、ファンド販売業者に対して更なる説明を求めようとし、取引内容が十分に理解できない状態での契約は行わないようにしてください。特に、事業型ファンドについては、投資対象である事業の実態や実現性、運用を行う者の分別管理の状況等について十分に確認してください。

(参考)ファンド販売業者のうち、いわゆるプロ向けファンドの販売・勧誘を行う適格機関投資家等特例業務届出者については、登録業者と異なり、行為規制は虚偽告知及び損失補てんの禁止のみであり(法第63条第4項並びに第38条第1号及び第39条)、上記の説明や契約締結前交付書面の交付の義務は課されていません。したがって、投資の知識・経験が十分でない投資者の皆様におかれては、適格機関投資家等特例業務届出者が販売・勧誘するプロ向けファンドに対する投資を行うに当たっては、取引内容の確認・理解に一層の注意を払ってください。」

この点も、説明内容が理解できない、少しでも不安があれば、契約の前に、前記の通り、金融庁や関係団体へのご相談をお勧めする。契約後でも、法令違反があれば、投資資金を取り返すことは不可能ではないが、相手業者が費消してしまっているケースなどは、大変な困難に直面する。契約する前に、立ち止まられることが、まずもって肝心である。

\*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>